

事務連絡  
平成 27 年 8 月 7 日

各県医療政策部局医療安全担当課長 殿

中国四国厚生局健康福祉部  
医事課長

### 医療事故調査制度に関する説明会の開催について

平素より、厚生行政の運営につきまして、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

医療事故調査制度については、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）により、医療事故が発生した医療機関において院内調査を行い、その調査報告を民間の第三者機関（医療事故調査・支援センター）が収集・分析することで再発防止につなげるための医療事故に係る調査の仕組み等を、法的に位置づけ、医療の安全を確保するものです。（第 6 条の 10、第 6 条の 11）

今般、中国四国管内の医療機関に対し、平成 27 年 10 月 1 日の制度の施行に向けて、本制度の普及啓発を諮る（第 6 条の 9）ため、下記のとおり説明会を開催しますので、御案内致します。つきましては、関係機関への周知のほど、宜しくお願いいたします。

なお、各県医師会、歯科医師会及び助産師会へは、別途当局より案内致しましたことを申し添えます。

#### 記

- 日時・場所 平成 27 年 9 月 14 日（月）13 時 30 分～15 時 00 分（受付開始 13:00）  
広島合同庁舎 1 号館附属棟大会議室（2 階）  
※当日、会場（広島合同庁舎）の駐車場は使用できません。公共交通機関等を利用して来場ください。
- 対象（定員：180 人）
  - 医療機関等に所属する医療関係者等
  - 一般聴講者（医療従事者以外の方）
- 実施内容  
制度の概要説明 1 時間 質疑応答 30 分程度  
説明者 厚生労働省医政局総務課医療安全対策室担当官（予定）
- 参加申込み方法（先着順）
  - 申込期間 平成 27 年 8 月 20 日（木）10:00～平成 27 年 8 月 31 日（月）13:00
  - 中国四国厚生局ホームページより申込みください。  
<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/gyomu/gyomu/iryoanzen/index.html>  
ホームページ内の参加申込フォームより、申込手続を行ってください。
  - 申込数が定員（180 名）を超えた時点で受付を終了させていただきます。

#### 【問い合わせ先】

中国四国厚生局 健康福祉部 医事課

TEL：082-223-8204

FAX：082-223-7889